

この伝統を、超える未来を。

～関西大学 創立130周年～

平成27年12月4日(金)

総務局人事課 人事課長 渡部 修

関西大学



1

関西大学について

建学の精神

「正義を権力より護れ」

- 1886 関西法律学校 開校
- 1905 私立関西大学と改称 (法律・経済の2学科)
- 1922 大学(旧制)への昇格
- 1924 文学部の開設
- 1948 新制大学に移行(法・文・経済・商学部)
- 1950 新制大学院を設置
- 1958 工学部を設置
- 1967 社会学部を設置
- 1994 高槻キャンパスに総合情報学部を設置
- 2004 法科大学院を設置
- 2006 会計専門職大学院を設置
- 2007 政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部を設置
- 2009 外国語学部、臨床心理専門職大学院を設置
- 2010 高槻ミュージックキャンパスに社会安全学部、堺キャンパスに人間健康学部を設置



2



関西大学について

学是「学の実化(がくのじつげ)」



総理事・第11代学長 山岡順太郎

- 学理と実際との調和
- 国際的精神の涵養
- 外国語学習の必要
- 体育の奨励

3



関西大学について



2015年5月1日現在

()は女性内数

男女共学

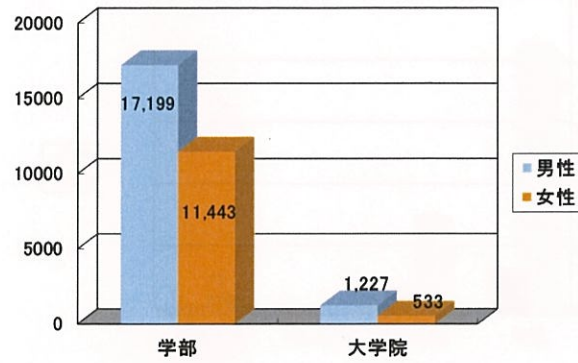
学生数(学部・大学院)	30,402名(11,976名)
専任教育職員数	707名(103名)
併設校教育職員	369名(152名)
専任職員数	502名(177名)

4



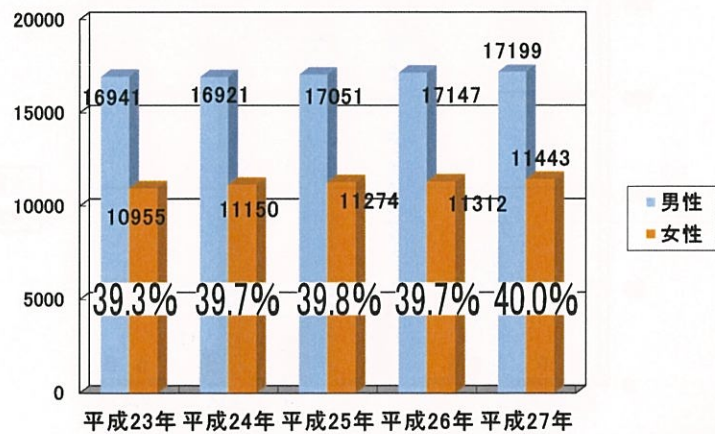
関西大学の学生数

2015年5月1日現在



5

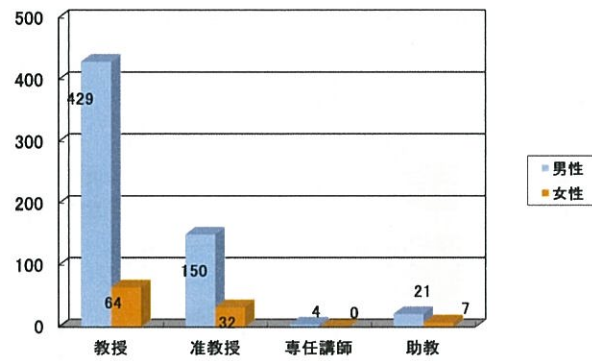
関西大学 学部学生数(年度別推移)



6

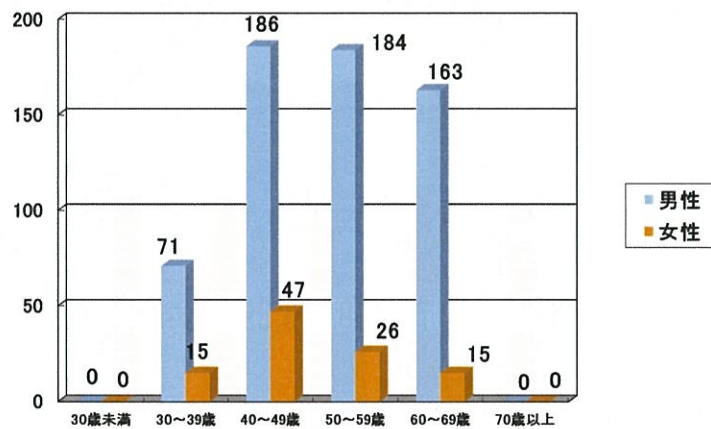
関西大学 専任教育職員数(資格別)

2015年5月1日現在



7

関西大学 専任教育職員数(年齢別構成)



8

男女共同参画推進の取組みについて

<平成25年度>

男女共同参画検討プロジェクトチームの設置

「関西大学男女共同参画に関する基本方針」策定

<平成26年度>

男女共同参画推進委員会の設置

基本方針について、以下の3つの区分に仕分け

- ① 実現可能なもの
- ② 発信可能なもの
- ③ 検討を要するもの



男女共同参画推進の取組みについて

「関西大学男女共同参画に関する基本方針」(別紙1)

<p>関西大学男女共同参画に関する基本方針</p> <p>2015年4月1日現在、男女共同参画の推進は、社会の発展に不可欠な要素として、国・地方公共団体の機関、企業、教育機関、研究機関、市民社会等において、積極的に取り組まれている。本学においても、男女共同参画の推進は、学問の発展、社会の発展に不可欠な要素として、積極的に取り組まれている。本学においても、男女共同参画の推進は、学問の発展、社会の発展に不可欠な要素として、積極的に取り組まれている。</p>	<p>1. 教育活動に関する事項、教育活動に関する事項</p> <p>2. 学生生活に関する事項、学生生活に関する事項</p> <p>3. 研究活動に関する事項、研究活動に関する事項</p> <p>4. 社会貢献に関する事項、社会貢献に関する事項</p>	<p>3. 国際化推進に関する事項</p> <p>4. 地域連携推進に関する事項</p> <p>5. その他</p>
<p>1. 教育活動に関する事項</p> <p>2. 学生生活に関する事項</p>	<p>1. 教育活動に関する事項</p> <p>2. 学生生活に関する事項</p>	<p>3. 国際化推進に関する事項</p> <p>4. 地域連携推進に関する事項</p> <p>5. その他</p>



男女共同参画推進の取組みについて

「関西四大学(関関同立)共同宣言」

男女共同参画推進のため、

関西学院大学、同志社大学、立命館大学、本学の四大学は、次の基本方針に基づき今まで以上に連携し、全学をあげて学内の男女共同参画を推進することを宣言しました。



男女共同参画推進の取組みについて

「関西四大学(関関同立)共同宣言」(別紙2)

男女共同参画推進のための四大学共同宣言

1999年に制定された男女共同参画社会基本法は、個人が性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置付けています。学術・研究分野において多様な役割を担う大学においても、価値増進を促すさまざまな問題の解決に向けて貢献するために、さらなる男女共同参画の推進が強く求められています。このような使命を受けて、関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の四大学は、次の基本方針に基づき今まで以上に連携し、全学をあげて学内の男女共同参画を推進することをここに宣言します。

1. 教育・研究・業務の場における多様な優秀な人材の参画と活用を推進します。
2. 教職員・学生等の人的構成の男女格差を是正し、大学運営の意思決定過程に女性の参画を推進します。
3. 教職員・学生等が学業・育児・介護と教育・研究・業務を両立できるよう環境整備に努めます。

2012年12月16日

関西大学学長

楠見晴重

関西学院大学学長

井上琢智

同志社大学学長

人井寿二

立命館大学学長

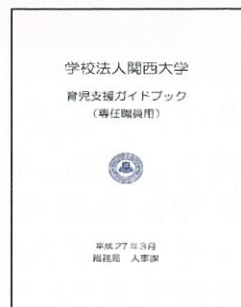
川口清史



男女共同参画推進の取組みについて

具体的な取組み内容

- 学内一時託児の実施
- ベビーシッター派遣事業の利用費補助
- 育児支援ガイドブックの作成・配布
- 育児支援に関する座談会の開催
- 育児・介護に関する講演会の開催
- ホームページにおける情報発信
- 子育て支援手当の創設
- 人権問題研究室公開講座の実施 など



13



育児支援・介護支援について

育児休業・介護休業制度 利用実績(平成22年度～27年度)

・育児休業取得者数

大学教育職員	6名
併設校教育職員	14名
事務職員	50名

・介護休業取得者数

事務職員	1名
------	----



14



育児支援・介護支援について



子育て支援手当の創設

(2015.4.1～)

育児休業期間は
給与を支給しないこととなっているが、平成27年度より、
育児休業期間中に配偶者の収入がない場合は、
本俸月額を3割相当額を「**子育て支援手当**」として
支給することとした。

15



今後の課題

- 1 介護支援制度の拡充
- 2 男性職員の育児休業取得率の向上
- 3 育児・介護支援に関する全教職員の意識改革



16



ご清聴ありがとうございました。

この伝統を、超える未来を。
～関西大学 創立130周年～

平成27年12月4日(金)
総務局人事課 人事課長 渡部 修

関西大学



